

## ホームページに自由診療について記載する場合の注意点

日本眼科医会 総務企画 社会保険

インターネットの普及により、ホームページを持つ医療機関が多くなっています。医療広告は、患者等の利用者保護の観点から、限定的に認められた15個の広告可能事項以外は、原則として広告が禁止されていますが、一定の要件（限定解除要件）を満たせばそれ以外の多くの事項も掲載できるようになります。ただ、虚偽広告、比較優良広告、誇大広告など禁止されている事項もあるなど、多くの制限がありますので、医療広告規制の詳細については、日本の眼科 94巻12号から95巻5号を参照して下さい。

また近年、眼科領域においても、低濃度アトロピン点眼液による治療、オルソケラソロジー、ICLなど自由診療が増えています。ホームページに自由診療の内容を掲載する場合は、以下の限定解除要件全てを満たさないと違反広告となり、行政処分を受ける可能性があるため、注意が必要です。

- ① 医療に関する適切な情報であって、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。ウェブサイトやYouTube上で自動的に表示されるバナー広告やリスティング広告は、この要件を満たしません。
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会できるよう、問い合わせ先を明示する必要があります。
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項  
自由診療は保険診療として実施されるものとは異なり、その内容や費用が医療機関ごとに大きく異なります。「治療回数は〇〇回～」、「費用は〇〇円～」など最低限の記載だけでは不十分で、上限を含めて通常必要とされる治療内容、標準的な費用、治療期間及び回数を明示する必要があります。
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項  
自由診療に関しては、その利点や長所のみを強調することは不適切で、そのリスクや副作用などの情報に関しても詳細に分かりやすく掲載する必要があります。  
いずれの情報も分かりやすいように配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載するのでは不十分です。

○参考 URL1 医療法における病院等の広告規制について（厚生労働省）  
[医療法における病院等の広告規制について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001439423.pdf)



○参考 URL2 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第5版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001439423.pdf>



自由診療のうち、保険診療等に同一の他の治療方法がないものに関して、ホームページ上に記載する場合は以下の全ての項目に関して具体的・詳細に記載しないと医療広告ガイドラインに抵触することになります。

<例 示>低濃度アトロピン点眼薬による近視進行抑制治療

### 1. 治療の目的及び内容

本治療は、低濃度アトロピン点眼薬を点眼することで、小児の近視進行を抑制することを目的とするものです。低濃度アトロピン点眼薬発売前の臨床試験において、点眼を行わない場合に比べて、小児の屈折値の進行や、眼軸長の伸びを抑制することが確認されました。

本治療は、近視の進行を抑えることを目的としていますが、完全に近視の進行を止めることはできません。また、この治療は視力を回復させるものではありませんので、その点をご理解ください。

したがって、本治療を行った場合でも、近視の程度に応じて眼鏡等での視力矯正が別途必要となります。

### 2. 治療法および治療に要する費用、期間・頻度

低濃度アトロピン点眼薬による治療は自由診療（公的医療保険の対象外）です。検査・薬剤費用は全て自由診療となります。投与中、低濃度アトロピン点眼薬が原因と考えられる副作用について治療が必要になった場合も、すべて自由診療となります。

#### (1) 治療に用いる薬剤：低濃度アトロピン点眼薬

通常、1回1滴を1日1回就寝前に点眼します。

#### (2) 治療スケジュール・費用

検査後、適応と判断されれば治療開始となります。副作用等がなく、治療継続に問題なければ、定期的に効果をモニタリングします。

治療回数は3回、治療期間は●～●か月であることが通常です。なお、3回目の治療以降は●ヶ月毎の定期的な通院が必要で、●●歳くらいまでは治療を継続することが望ましいです。

治療スケジュール	費用（税込）
初回	診察・検査費用（〇,〇〇〇円）+点眼薬費用（〇,〇〇〇円/本） 検査項目：
2回目 （初回から●か月後）	診察・検査費用（〇,〇〇〇円）+点眼薬費用（〇,〇〇〇円/本） 検査項目：
3回目 （初回から●か月後）	診察・検査費用（〇,〇〇〇円）+点眼薬費用（〇,〇〇〇円/本） 検査項目：

※受診毎に、診察・検査費用（税込〇,〇〇〇円）及び点眼薬費用（●日分 税込〇,〇〇〇円）が必要となります。

### 3. 主な副作用・危険性

主な副作用として、羞明（まぶしく感じる）、霧視（かすんで見える）があります。

他に、視力障害、頭痛、眼瞼湿疹が起こることが報告されています。

また、治療を途中で中止すると、近視が急激に進行する可能性があります。

これらの症状、その他にも何らかの異常が現れた場合には、直ちに医師にご相談ください。

### 4. 問合せ先

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

〇〇クリニック TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

\* 連絡先をホームページ上の分かりやすいところに記載する必要があります。

※国内未承認薬品を使用する場合、以下の事項を必ずホームページ上に記載しなければなりません。

1. 未承認医薬品であることの明示

2. 入手経路の明示

当院で使用している点眼液は□□国△△社で製造されたものを個人輸入しております。

個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は〇〇のHPをご覧ください。等

3. 他の国内承認医薬品の有無

同一の成分や性能を有し、国内で承認されている他の医薬品、医療機器の有無を表示

4. 諸外国における安全性等に係る情報

海外で承認されている場合：添付文書の内容や副作用等の情報

海外でも未承認：重大なリスクが明らかになっていない可能性の明示 等

5. 未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の救済の対象には  
ならないことの明示